

平成29年度保育所等利用のご案内

保育所等に入所を希望する方は、本利用案内をよくお読みのうえ、葉山町子ども育成課(1階7番窓口) に申請に必要な書類を提出してください。

保育所等とは?

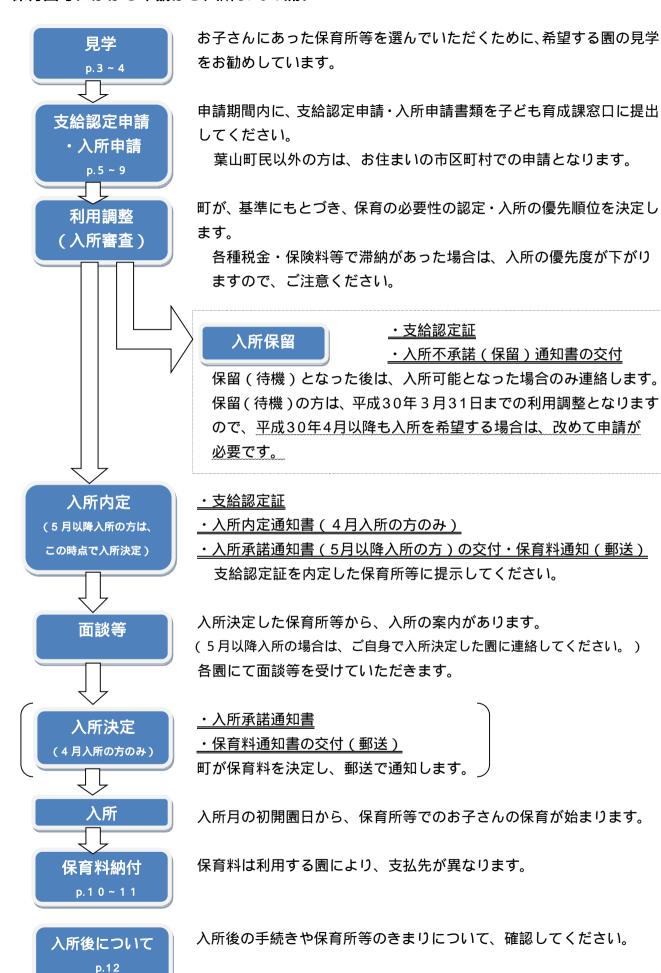
保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育施設等のことを指します。下表の保育所等に入所できる基準に該当する方で、当該施設に入所枠がある場合のみ入所できます。

保育所等に入所できる基準について

	保護者の状況	基準	保育必要量	在園できる期間
1	就労	月120時間以上の労働をしている。 【目安 1日6時間・週5日】	標準時間	小学校就学前まで(ただし、失職した
•	94621	月64時間以上の労働をしている。 【目安 1日4時間・週4日】	短時間	場合は「求職活動」 に同じ)
				産前産後8週間 (出産予定日の8週
2	妊娠、出産	妊娠中または出産後間がなく保育が困 難である。	標準時間	前の日が属する月の初日から、産後8週
		<u>美性</u>		に当たる日が属する
				月の末日まで)
3	疾病にかかり、若しく は負傷し、又は精神若 しくは身体に障害を有 している。	・障害者手帳(1級から3級)・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けている。	標準時間 または 短時間	必要がなくなるまでの期間
4	同居又は長期入院して いる親族の介護・看護	・1ヶ月以上の入院、療養	72: 31-3	2 02 2011-0
5	災害復旧	自宅の復旧作業に当たっている。	標準時間	
6	求職活動	求職活動をしている。	短時間	入所後3ヶ月以内 に限る。
7	就学	大学・専門学校・職業訓練校等にて就 学している。 【目安 1日4時間以上・週4日以上】	標準時間 または 短時間	卒業または修了ま で
8	虐待やDVのおそれが あること		標準時間	
9	育児休業取得時に、既 に保育を利用している 子どもがいて継続利用 が必要であること	育児休業取得時に認可保育所等に在園 している子どもがおり、育児休業中も 引続き保育が必要な場合 <u>(在園中の保</u> 護者のみ)	短時間	育休該当児童が 1 歳になるまで。ただ し、認可保育所等に 入所できなかった 場合は 1 歳半まで。
10	その他、上記に類する 状態として認められる 場合		標準時間 または 短時間	

- ・保育必要量とは、国が定めた基準に応じて、保育が受けられる時間で「標準時間(最長 11 時間)」・「短時間(最長 8 時間)」に分類されます。(5ページ参照)
- ・就労、就学等の場合、通勤、通学時間等を含みます。

1.保育園等にかかる申請から入所までの流れ

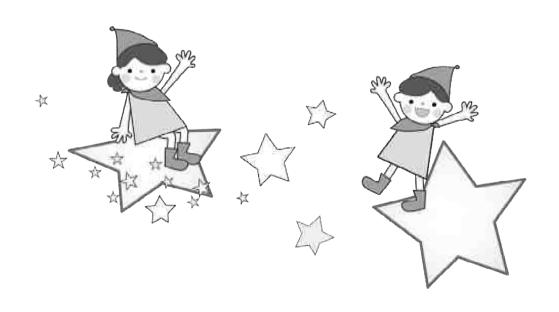


2. 葉山町内の保育所等一覧

(運営主体) 施設·事業者名	定員	保育年齢	開所時間 (括弧内は土曜日)	短時間保育	延長保育 (標準時間)	延長保育料 (目安)	所在地 電話番号											
(公立)	100	生後57日以上	7:30 ~ 19:00	0.00 47.00	18:30~	30分300円	堀内2050-9											
葉山保育園	100	土後37口以上	(17:00)	9:00 ~ 17:00			875-6246											
(私立)	85	- 1	7:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	18:00~	30分400円 60分800円	長柄991-1											
葉山にこにこ保育園	00	生後57日以上	(18:00)	9:00~17:00	18:00~	月極30分3,000円 月極60分6,000円	875-2324											
(私立)	60	生後57日以上	7:00 ~ 19:00	8:30~16:30	18:00~	10分100円	堀内1130-1											
葉山ぎんのすず保育園	00		(18:00)	0,50~10,50	10,00%	1ヶ月上限6,000円	854-9057											
(私立)	20	20 A	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30	20	生後57日以上	7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30	18:30~	30分500円	一色1531-11
おひさま保育室	30	土板3/口以上	(18:30)	0.30~10.30	10.30~	月極30分4,000円 月極60分8,000円	876-3277											
(私立)	10	生後57日以上 ~ 3歳未満		9:00~17:00	18:00~	18:00~19:00 15分200円	一色1441											
風の子保育園(注)	וט				10,00	19:00~20:00 15分400円	876-2118											

(注)風の子保育園は、0歳から2歳までの小規模保育事業者となります。

延長保育は、別途延長保育料がかかります。園ごとに異なりますのでご確認ください。 保育所等の見学については、各施設に直接お問合せください。



3.新年度(平成29年4月~)町内保育所の募集状況

- * 下表は、葉山町内の保育所等が新年度に新たに募集する児童の人数です。
- * 人数は平成28年10月31日時点での見込みです。在園児の状況等により変動する場合があります。
- * 入所可能数が「0」の場合も、申請できます。希望保育所等順に申請書のご記入をお願いします。

施設·事業者名	クラス					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
葉山保育園	6	10	2	2	4	2
葉山にこにこ保育園	12	2	2	0	0	0
葉山ぎんのすず保育園	9	3	0	0	0	5
おひさま保育室	2	0	1	2	1	1
風の子保育園(注)	3	1	0			

(注)風の子保育園は0歳から2歳までの小規模保育施設

生年月日によってクラス年齢が分かれています。詳しくは、以下の表をご覧下さい。

クラス	生 年 月 日
0 歳	平成 28 年 (2016 年) 4月2日~
1歳	平成 27年(2015年) 4月2日~平成 28年(2016年) 4月1日
2歳	平成 26年(2014年)4月2日~平成 27年(2015年)4月1日
3 歳	平成 25年(2013年)4月2日~平成 26年(2014年)4月1日
4歳	平成 2 4年(2012年) 4月2日~平成 2 5年(2013年) 4月1日
5 歳	平成23年(2011年)4月2日~平成24年(2012年)4月1日

4.新年度入所希望事前説明会について

- * 新年度入所申込に向けて、保育所等の様子を知りたい方は、以下の施設にて説明会を実施いたしますので、 ご利用ください。
- * 詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

施設・事業者名	日にち	時間	事前申込	
卷山上- 1-- 伊	11月 8日(火)	10.00.11.00	=	
葉山にこにこ保育園	11月19日(土)	10:00~11:00	要	
おひさま保育室	11月13日(日)	13:30~14:30	不要	

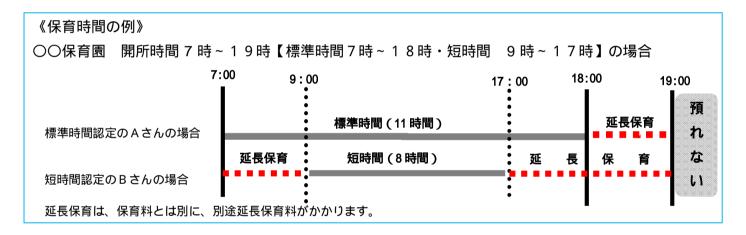
5. 支給認定申請について

保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で『支給認定』を受けることとなっています。 支給認定とは、教育・保育の給付を受けるために必要な資格で、年齢や保育の必要量により区分され ています。『支給認定』の申請は、保育所等の入所申請と同時に提出となります。

【支給認定の種類等】

認定区分		利用時間	実施年齢	利用できる施設・事業
2号認定	標準時間	最長 11 時間	3~5歳	認可保育所・認定こども園(保育利用)
_ 5 #5.72	短時間	最長 8時間		
っ巳初宁	標準時間	最長 11 時間	0~2歳	認可保育所・認定こども園(保育利用)
3 号認定	短時間	最長 8 時間	□ □ ~ ∠ 尿	家庭的保育事業・小規模保育事業 事業所内保育事業(地域枠)等

開所時間・保育時間は、各保育所等によって異なります。保育所等一覧(p.3)でご確認ください。 実際に保育所等を利用する時間は、保護者の就労等の状況を踏まえて園と調整していただきます。



『支給認定』によって、保育所等を 利用できる時間が異なります



6.入所申請について

保育所等の利用を希望される方は、保育所等の利用を希望する月の申込締切日までに、必要書類をそろえて、子ども育成課(1階7番窓口)へ申請してください。

注意!

既に町から支給認定証が交付されている場合(転園申請の方や平成28年度中に認定は受けたが、 利用が保留(待機)だった方)も、現在の世帯の状況や保育の必要性の確認を行うため、再度提出が 必要です。

(ア)町内に住民票があり、町内の保育所等に申込をするとき

		** mr
		葉山町 子ども育成課(1階7番窓口)
受	付窓口	受付時間 平日8:30~17:00(但し12:00~13:00を除く)
		窓口にて面接があります
平		一次募集(葉山町民・葉山へ転入予定の方)
成2	申込	平成28年11月28日(月)~平成28年12月9日(金)
9年	締切日	二次募集(葉山町外にお住まいで、転入予定のない方も含む)
平成29年4月1日入所希望		平成28年12月12日(月)~平成29年2月17日(金)
		一次募集:平成 29 年 2 月中旬頃
所	利用調整 結果	二次募集:2月下旬以降随時
希望		文書でご案内します。
		入所可否の窓口・電話での回答につきましては、お手元に文書が届く前にご照
		会いただいても回答できません。
5 月		入所希望月の2か月前から前月の15日まで
1	申込	例)10月1日入所希望の場合、申込期間は8月1日~9月15日まで
日以降入所希望	締切日	申込締切日が土日祝日の場合、前日までとなります。
降 入		
所		入所を希望する前月の20日頃
望	利用調整	文書でご案内します。
	結果	入所可否の窓口・電話での回答につきましては、お手元に文書が届く前にご照
		会いただいても回答できません。

特別な事情により締切日までに書類がすべてそろわない場合は、必ず事前にご相談ください。 事前の相談なく書類の提出が遅れた場合、二次募集扱いとさせていただきます。 入所日は原則各月1日となります。

出生前仮受付について

新年度(平成 29 年 4 月 1 日)の保育所等の入所申請が 12 月 9 日(金)までとなりますので、申込締切日までに生まれていない児童を対象に、出生前の仮受付を行います。

対象者 平成29年2月3日までに生まれる予定のお子さんで、4月から保育所等の利用開始を希望される方。

申請方法

申請書の児童氏名などは空欄で申請いただき、母子健康手帳の写し(表紙、出産予定日が確認できる部分)を添付してください。

出産後は正式な入所申請が必要となります。申込児童がお生まれになりましたら、子ども育成課までご連絡ください。手続き方法を案内します。

その他の申請や入所までの流れについては、通常の入所申請と同様です。

(イ)町内に住民票があり、町外の保育所等に申込をするとき

受付窓口	葉山町 子ども育成課(1階7番窓口) 受付時間は(ア)と同じ。
	* 市区町村によって締切日が異なります。
由:) 始初日	希望される保育所の所在市区町村にご確認ください。町から希望する保育所等が所
申込締切日	在する市区町村に、申請書類を送付しますので、締切日に間に合うよう余裕をもっ
	て申請してください。

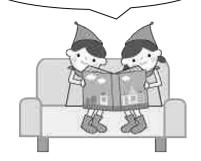
(ウ)町外に住民票があり、町内の保育所等に申し込みをするとき

受付窓口	現在お住まいの市区町村の担当窓口
申込締切日	現在お住まいの市区町村から町に、申請書類が送付されますので、締切日に間に合
中心神切口	うよう余裕をもって申請してください。
	原則、町内に住民票がある方を優先し利用調整を行います。なお、定員に満たなか
	った場合や内定者の辞退等で空きができた場合に利用調整の対象となります。
備考	*転入予定の方へ 申込締切日までに証明書類(転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書または賃貸契約書の写し等)を提出された場合、町内に住民票がある方と同じ優先順位となります。ただし、利用開始月の前月末日までに転入することが条件となります。

7. 申請に必要な書類・持ち物

(1) すべての方が必要な持ち物

印鑑(認印でも可)
マイナンバーがわかるもの(個人番号カード または 通知カード)
申込児童、窓口に来られる保護者のみ必要
本人確認書類(運転免許証、健康保険証、年金手帳等)
窓口に来られる保護者のみ必要



持ち物を確認しよう!

(2) すべての方が必要な書類

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書 []
入所児童確認表[]
保育所等利用申込書補助票[]
マイナンバー(個人番号)記入用紙[]
申込児童と、同居している方全員分のマイナンバーを記入してください。
保育を必要とする証明書類(9ページに掲載の表をご確認ください。)

[]は葉山町指定様式です。葉山町ホームページからもダウンロードできます。

(3)その他【状況により必要な書類】

下表の世帯の状況欄をご確認いただき、該当するすべての書類をご提出ください。

世帯の状況	必要な書類
平成28年1月2日以降に	平成28年度住民税(非)課税証明書の写し
転入された方	(平成28年1月1日にお住まいの市区町村で取得できます。)
きょうだい児が幼稚園等に	『在園・在学証明書』
入園している場合	
申込時に町に住民票がない方で、	転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書または賃貸契約書
中心的によりには、(大) ないがく。 転入予定の方	の写し等(内定された場合でも、利用開始月の前月末日までに転
FAX 1 XE (OZZ)	<u>入</u> が確認できなければ内定取消となります)
入所希望のお子さんが身体障害者	白体院宇老子帳(赤杏子帳笠の豆)
手帳・療育手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳等の写し

*保育を必要とする証明書類

保護者等の状況		必要書類				
		『就労(雇用内定)証明書』[]				
		・証明日と会社印の捺印が必須です。				
		・産休育休中の方は、産休育休前の実績が必要です。				
	雇用されている方	・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。				
		・変則勤務の方は、タイムスケジュール等 1 週間の勤務時間がわかる書類				
		を提出してください。				
就		提出された書類の内容を就労先に電話等で確認する場合があります。				
労		『就労(雇用内定)証明書』[]				
) 	雇用が内定している方	・証明日と会社印の捺印が必須です。				
		・雇用主による、採用予定日と採用後の就労予定日数等の証明が必要です。				
		『就労(雇用内定)証明書』[]と『就労状況申告書』[]				
	自営業の方	・自営業、在宅勤務、内職、児童を同伴して就労している方は、『就労(雇				
		用内定)証明書』と『就労状況申告書』をご自身で記入してください。				
		・添付書類として、仕事内容や実績のわかるもの(個人事業主の開廃業届				
		出書、会社パンフレット等の写し)が必要です。				
妊娠、	出産	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)				
		・医師の診断書(保育が困難な状況・傷病名・期間が記載されたもの)				
		・身体障害者手帳(1級から3級)				
保護者	等に病気や障害がある時	・療育手帳				
		・精神保健福祉手帳の写し(本人欄・手帳番号・障害名が確認できる				
		部分)				
病人や	要介護者を介護している	『介護・看護状況申告書』[]				
時		・病人の診断書、手帳の写し等 要介護状態がわかるもの				
災害	复旧	『り災証明』				
_12 mah 3	・イエト					
求職活動 		出してください。				
就学		『在学証明書』と1週間の時間割がわかる資料				
育児休業取得時に、既に保育						
を利用している子どもがいて		『就労(雇用内定)証明書』[]または育休の辞令				
継続利用が必要であること						
その何		必要に応じて提出していただきます				

証明書類は、保護者(父・母)に加え、65歳未満の同居親族についても提出が必要です。上記書類の提出がない場合、入所の優先順位が下がります。

[]は葉山町指定様式です。葉山町ホームページからもダウンロードできます。

8.保育料について

(1)決定方法

保育料は、父・母にかかる町民税額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって、町が設定した負担区分に応じて決定します。また、父・母が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の町民税等で決定される場合があります。

平成 29 年 4 月からの保育料については、11 ページの保育料表を参考としてください。なお、延長保育料・教材費・給食費などは別途、各保育園での徴収となり、金額も異なります。(育児休業中・求職中は延長保育の利用はできません)

- ・保育料は、その年度の町民税額を基に毎年9月に算定されます。
- (4月~8月分は、前年度の町民税額、9月~3月分は、当年度の町民税額です。)
- ・年度途中で3歳のお誕生日を迎え、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末までは3号 認定の保育料となります。
- (2) 支払方法・・・施設により支払方法が異なります。

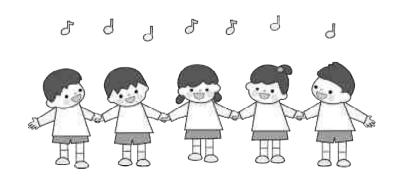
《保育所の場合》

- ・原則口座振替で町が徴収します。(公立・私立とも保護者の負担する保育料は同額です。)
- ・振替日は、**月の末日**となります。ただし、末日が土日祝日のときは、翌営業日となります。
- ・きょうだいで同時に入所する場合、口座振替依頼書は一枚のみ提出してください。
- ・既にきょうだいが入所しており、口座振替にて保育料を徴収している場合は、再度の提出は不要です。
- ・他市町村の公立保育所は、設置した市区町村が保育料を徴収します。

口座振替の申し込みができる金融機関					
みずほ銀行	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行	横浜銀行		
湘南信用金庫	かながわ信用金庫	よこすか葉山農業協同組合	ゆうちょ銀行		

《保育所以外の場合》

認定こども園(保育利用)・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)は 各事業所が徴収します。支払方法等については直接施設にお問い合わせください。



平成28年度 保育料表

(単位:円)

	区分		保育料(月額)					
			保育標準時間			保育短時間		
階層			3号認定	2号		3号認定	2号	
			満3歳 未満	満3歳	満4歳 以上	満3歳 未満	満3歳	満4歳 以上
1	生活保護世帯	基準	0	0	0	0	0	0
	町民税非課税世帯	基準	4,000	2,400	2,400	3,900	2,300	2,300
2		半額	2,000	1,200	1,200	1,950	1,150	1,150
		ひとり親等	0	0	0	0	0	0
	町民税均等割のみ	基準	7,300	5,500	5,500	7,100	5,400	5,400
3		半額	3,650	2,750	2,750	3,550	2,700	2,700
		ひとり親等	6,300	4,500	4,500	6,100	4,400	4,400
	所得割課税額 48,600円未満	基準	10,600	8,600	8,600	10,400	8,400	8,400
4		半額	5,300	4,300	4,300	5,200	4,200	4,200
		ひとり親等	9,600	7,600	7,600	9,400	7,400	7,400
5	所得割課税額 60,000円未満	基準	17,200	15,000	13,800	16,900	14,700	13,500
5		半額	8,600	7,500	6,900	8,450	7,350	6,750
6	所得割課税額 97,000円未満	基準	19,200	17,000	15,800	18,800	16,700	15,500
o		半額	9,600	8,500	7,900	9,400	8,350	7,750
7	所得割課税額 169,000円未満	基準	31,800	29,000	27,600	31,200	28,500	27,100
,		半額	15,900	14,500	13,800	15,600	14,250	13,550
8	所得割課税額 230,000円未満	基準	41,000	32,300	28,000	40,300	31,700	27,500
0		半額	20,500	16,150	14,000	20,150	15,850	13,750
9	所得割課税額 301,000円未満	基準	46,000	33,000	28,500	45,200	32,400	28,000
9		半額	23,000	16,500	14,250	22,600	16,200	14,000
10	所得割課税額 397,000円未満	基準	59,400	33,600	29,200	58,300	33,000	28,700
		半額	29,700	16,800	14,600	29,150	16,500	14,350
11	所得割課税額 397,000円以上	基準	61,400	34,000	30,000	60,300	33,400	29,400
		半額	30,700	17,000	15,000	30,150	16,700	14,700

- 2~11階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園注1 等に入園している場合、年齢の高い順から基準額、次に半額(3人以上の入園はその児童以降0円)となります。
- 町民税所得割57,700円未満の一般世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第2子 注2 は半額、第3子以降は0円となります。
- 町民税所得割77,101円未満のひとり親世帯等は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第1子は半額、第2子以降は0円となります。
- 年齢の判定は入園年度の初日の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判 定は変わりません。
- 注5 ひとり親等(第2階層~第4階層)とは、ひとり親家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及 び療育手帳の交付を受けている人がいる場合が対象です。

9.変更があったときの届出について(入所後)

次の場合はただちに子ども育成課(1階7番窓口)及び入所している園へ届出をしてください。

	事由	提出書類		
1	退職、病気軽快、その他の理由で	『保育実施解除届』(退園届)		
l	お子さまの保育が必要でなくなったとき			
2	転出 (転居) 等により保育園へ通園できなくなったとき	『保育実施解除届』(退園届)		
3	仕事先が変わった(転職)とき	『就労(雇用内定)証明書』(再提出)		
3	(求職期間は3ヶ月間を限度に在園できます。)	机力(推用的足)证明音』(丹提山)		
4	住所、氏名、世帯構成に変更があったとき	『変更届』		
5	入所決定後、父母等の税額に変更があったとき	申告書の控えの写し等		
6	その他届け出の内容に変更があったとき	内容の変更により必要になる書類		

10.継続確認について(入所後) 毎年の更新が必要です。

入所後、次年度の入所継続の希望や家庭の状況確認を行うため、11月頃に入所の継続確認を行います。なお、必要に応じて面接による資格審査を行うことがあります。

書類については、各園を通じて配付します。(町外の保育所等に入所している方には、直接ご自宅に郵送する場合があります。)提出がない場合、利用ができなくなりますので必ず提出してください。

11.保護者が育児休業をとる場合(入所後)について

育児休業にかかる児童が 1 歳になるまで(ただし、保育所等に入所できなかった場合は 1 歳半まで)の期間、現在入所している児童(兄、姉)は継続して入所することが可能です。(保育時間は短時間認定となります。)

育児休業取得を証明する書類等が必要になりますので、事前にご相談ください。

12.長期欠席について(入所後)

児童が保護者の都合で長期間(概ね2ヶ月を超えて)欠席する場合、事前にご相談ください。

13.保育所等のきまりについて

各施設ごとに、保育所等のきまりが異なります。個人負担の教材費や持ち物、ならし保育の期間 や延長保育の時間などそれぞれの保育所等のきまりを守るようお願いします。

原則として、土曜日の保育は、就労等で児童を保育できない方を対象としています。平日でも、 両親のどちらかがお休みの場合は、保育の利用ができないなどの制限があります。



連絡及びお問い合わせ先

〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135

葉山町 福祉部 子ども育成課 児童福祉係

電話 046(876)1111 内線 222